

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 30 年 10 月 16 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート長浜平方店 長浜市平方町 331 番地
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
  - (1) 新設建物については長浜市中高層等建築物に関する指導要綱の対象となるので、着工の 10 日前までに、計画書および近隣説明報告書を長浜市開発建築指導課まで提出すること。
  - (2) 隣接する法定外公共物に影響を与える場合は、長浜市法定外公共物管理条例（平成 18 年長浜市条例第 152 号）に基づく許可を受けること。
  - (3) 雨水排水について、適正に処理できるよう構造物を適切に配置されたい。
  - (4) 景観計画区域内における行為制限の適合通知済（平成 30 年 6 月 1 日付長景観第 24 号）
  - (5) 屋外広告物許可済（平成 30 年 5 月 21 日付長浜市指令屋広第 103 号）
  - (6) 店舗周辺は交通量が多く、店舗の増床により、車両の通行量がさらに増加すると見込まれ、近隣の小中高等学校の児童、学生の通学等における交通事故発生の危険が高まるため、周辺の交通環境保持に留意されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町 632 番地
  - (2) 縦覧期間 平成 30 年 10 月 16 日から平成 30 年 11 月 16 日まで